

第6期智頭町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定概要

1. 計画策定の趣旨

障がい者を取り巻く国や社会情勢等の変化を踏まえ「智頭町障がい福祉計画」を見直し、「第6期智頭町障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を新たに策定し、障がい者施策を推進します。

2. 計画の位置づけ

(1) 根拠

「障害者総合支援法」第88条に定める「障がい福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

(2) 期間

「第6期智頭町障がい福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とし、「第2期智頭町障がい児福祉計画」も同様に令和3年度から令和5年度までの計画期間とします。

3. 第6期智頭町障がい福祉計画

(1) 第5期の実績と第6期（令和5年度）の数値目標

		実績				目標値	
		平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	〈第5期〉 令和2年度末 (達成度)	〈第6期〉 令和5年度末
① 施設入所者の 地域生活への移行	地域移行者数		0人	1人	0人 累計1人	累計2人 (50%)	累計1人
	施設入所者の減	24人 2人減	24人 0人増	23人 1人減	22人 1人減 累計4人	施設入所者 25人 累計1人減 (400%)	施設入所者 22人 累計1人減
②精神障がいにも対応した地域包括支援 ケアシステムの構築		—	—	—	—	—	1カ所
	保健、医療、福祉関係者による協議の 場の設置	0カ所	0カ所	0カ所	2カ所	1カ所 (200%)	2カ所
③地域生活支援拠点等の整備		0カ所	0カ所	0カ所	1カ所	1カ所 (100%)	1カ所
	【新設】機能の充実のための検証及び 検討の場の開催	—	—	—	—	—	1カ所

	実績				目標値	
	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元 年度末	令和 2 年 度末見込	〈第 5 期〉 令和 2 年度 末(達成度)	〈第 6 期〉 令和 5 年度 末
④福祉施設から一般就労への移行	0 人	1 人	3 人	1 人 累計 5 人	累計 3 人 (166%)	3 人
〈第 5 期〉就労移行支援事業の利用者 数	5 人	1 人	1 人	1 人 累計 3 人	5 人 (60%)	—
〈第 5 期〉就労移行率 3 割以上の就労 移行支援事業所		0 か所	0 か所	0 か所	50% (0%)	—
〈第 5 期〉就労定着支援 1 年後の就労 定着率		0%	0%	0%	80% (0%)	—
【新設】就労移行支援利用者からの移 行		0 人	0 人	0 人	—	1 人
【新設】就労継続 A 型からの移行		0 人	0 人	0 人	—	1 人
【新設】就労継続 B 型からの移行		0 人	3 人	1 人	—	3 人
【新設】就労定着支援事業利用者		0 人	0 人	0 人	—	1 人
【新設】就労定着率 8 割以上の就労定 着支援事業所		—	—	—	—	70%
⑤【新設】相談支援体 制の充実・強化等	総合的・専門的な 相談支援		—	—	—	有
	訪問等による専門 的な指導・助言		—	—	—	1 回
	人材育成の支援		—	—	1 回	1 回
	相談機関との連携 強化の取組		—	—	5 回	6 回
⑥【新設】障害福祉サ ービス等の質を向上 させるための取組に 係る体制の構築	研修への参加人数		—	—	—	延べ 2 人
	審査結果の共有実 施	—	2 回	2 回	1 回	累計 3 回

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

具体的な内容としては、地域移行支援のサービスを利用して、施設入所からグループホーム及び在宅へと移行することを指しています。智頭町の地域移行に関する実績は令和元年度に病院から在宅への移行を 1 人達成しており、令和 2 年度に関しては現時点での実績見込みが 0 人となっています。これは第 5 期の平成 3 2 年度（令和 2 年度）末時点で 2 人の目標値に対して 5 0 %の達成見込みになります。

これについては、地域移行支援のサービスが十分に浸透していない事が大きな原因の一つとして考えられ、鳥取県東部圏域の他の自治体や鳥取市保健所とも協力して、今後入所施設や病院へのサービスの周知と協力をより強化していくことを考えています。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の定義としては、「精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと」を「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」としています。

その前段となる保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況は令和3年3月末時点での2カ所となっております。現在は鳥取県東部精神障がい者地域移行連絡会にて精神科病院からの地域移行等を重点に協議しており、教育、地域の福祉関係者との連携に関しては鳥取県東部4町障害者地域生活支援協議会を第2の協議の場として活用していき、この2カ所の連携をしていきつつ精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指していきます。

③【新設】地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点については、智頭町においては令和2年度末を目途に整備いたします。整備の方向性としては、既存の社会資源をつなぎ、利用希望者の利用調整を行うコーディネーター的役割を役場直営で実施する形の面的整備型で拠点機能を整備します。、令和3年度から運用を始める予定です。

令和3年度以降、この拠点機能の検証及び検討を行う場を年に1度は開催していき、制度の周知及び改善に努めていく予定です。

④福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行の実績については、平成30年度に1人、平成31年度（令和元年度）に3人一般就労への移行を達成し、令和2年度は今のところ1人の実績となっており、令和3年3月末現時点で累計5人の実績となっています。これは第5期の平成32年度（令和2年度）末時点で累計3人の目標値に対して166%の達成見込みとなっています。

また、第5期の就労移行支援事業の利用者数を平成32年度（令和2年度）末時点で5人とする目標に対して、実績は平成30年度から令和2年度まで各1人の累計3人となっており60%の達成見込みとなっています。

ただし、これらの実績に関しては就労移行支援を利用して一般就労へ移行した例はなく、どの対象者も就労継続B型から一般就労へと移行しており、これらの実績に直接的な関連性はありません。加えて、どの対象者も就労定着支援を利用はしておりません。第6期においては就労移行支援事業等を通じて一般就労へと移行する対象者や、就労定着支援事業も利用して一般就労をする対象者の数値目標を設定するなど、一般就労にあたっての支援をより手厚くすることが国や県の指針に盛り込まれているため、一般就労に関する支援の円滑な連携が今後の課題となっております。

第5期においては就労移行率3割以上の就労移行支援事業所が全体の50%以上とすること、就労定着支援1年後の定着率が80%以上とすることを設定しておりましたが、令和3年3月末現在で本町には就労定着支援事業所が無く、また就労定着支援の利用者の実績は無い為これらの目標の達成率は0%となっています。

また、国や県の指針では「就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする」こととされています。令和3年3月末現在

で本町には就労定着支援事業所はありませんが今後新規事業所が町内でサービスを行う際の指針とします。

⑤【新設】相談支援体制の充実・強化等

第6期から全く新たに設けられた指針として、**相談支援体制の充実・強化等を目的として総合的・専門的な相談支援の実施の見込みや地域の相談支援事業所への指導・助言や人材育成、連携強化等の支援の強化が盛り込まれています。**

これらについては、東部圏域の町と共同で**基幹相談支援センターの設置に向けた検討**を行っていく他、本町に所在する事業所等を対象とした**定期的な研修会の開催**を予定しており、今後各事業所と意見交換を行いながら実施していきます。

⑥【新設】障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

もう一つ第6期からの完全新設となる指針として、**障害福祉サービス等に係る各種研修の活用と障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有**があります。これらの点については現在も積極的に参加を行っており、民間の事業者の主催する法改正に関する制度勉強会等へ参加して他自治体と審査に関する知識の共有も図っております。今後も都道府県や民間の事業者が開催する研修等について積極的に情報収集を行い参加していきます。

(2) 障害福祉サービスの実績量と見込量

サービス区分	単位：月	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 見込み	令和 5 年度 目標
居宅介護	利用時間(見込)	125 時間	145 時間	145 時間	145 時間	105 時間
	利用時間(実績)	151 時間	37 時間	56 時間	56 時間	
重度訪問介護	利用時間(見込)	20 時間	10 時間	10 時間	10 時間	10 時間
	利用時間(実績)	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	
同行援護	利用時間(見込)	10 時間	10 時間	10 時間	10 時間	10 時間
	利用時間(実績)	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	
行動援護	利用者数(見込)	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	利用者数(実績)	0 人	1 人	1 人	1 人	
重度障害者等包括支援	利用者数(見込)	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	利用者数(実績)	0 人	0 人	0 人	0 人	
生活介護	利用人日(見込)	638 日	567 日	567 日	567 日	740 日
	利用人日(実績)	565 日	591 日	578 日	620 日	
療養介護	利用者数(見込)	1 人	1 人	1 人	1 人	3 人
	利用者数(実績)	1 人	1 人	2 人	3 人	
短期入所(福祉型)	利用時間(見込)	40 日	14 日	14 日	14 日	10 日
	利用時間(実績)	7 日	4 日	0 日	0 日	
短期入所(医療型)	利用者数(見込)	—	20 日	20 日	20 日	20 日
	利用者数(実績)	—	0 日	0 日	0 日	
自立訓練(機能訓練)	利用人日(見込)	20 日	20 日	20 日	20 日	20 日
	利用人日(実績)	0 日	0 日	0 日	0 日	
自立訓練(生活訓練)	利用人日(見込)	20 日	20 日	20 日	20 日	20 日
	利用人日(実績)	0 日	0 日	0 日	0 日	
就労移行支援	利用人日(見込)	240 日	70 日	70 日	70 日	25 日
	利用人日(実績)	48 日	0 日	0 日	0 日	
就労継続支援 A 型	利用人日(見込)	200 日	43 日	43 日	43 日	43 日
	利用人日(実績)	42 日	42 日	0 日	0 日	
就労継続支援 B 型	利用人日(見込)	900 日	994 日	994 日	994 日	1,320 日
	利用人日(実績)	993 日	1,065 日	1,204 日	1,178 日	
就労定着支援	利用者数(見込)	—	1 人	1 人	1 人	1 人
	利用者数(実績)	0	0 人	0 人	0 人	
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数(見込)	15 人	15 人	15 人	15 人	21 人
	利用者数(実績)	15 人	18 人	17 人	21 人	
施設入所支援	利用者数(見込)	27 人	26 人	25 人	25 人	21 人
	利用者数(実績)	24 人	25 人	23 人	22 人	
自立生活援助	利用者数(見込)	—	1 人	1 人	1 人	1 人
	利用者数(実績)	—	0 人	0 人	0 人	
計画相談支援	利用者数(見込)	15 人/月	98 人/年	99 人/年	100 人/年	130 人
	利用者数(実績)	16 人/月	103 人/年	107 人/年	113 人/年	

地域移行支援	利用者数(見込)	2人	1人	1人	1人	1人
	利用者数(実績)	0人	1人	1人	0人	
地域定着支援	利用者数(見込)	2人	1人	1人	1人	1人
	利用者数(実績)	0人	0人	0人	0人	

(3) 地域生活支援事業の実績量と見込量確保のための方策

サービス区分	単位：年	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和5年度 目標
相談支援事業						
障害者相談支援事業	件数(見込)	900件	800件	850件	850件	700件
	件数(実績)	703件	979件	697件	700件	
基幹相談センター機能強化事業	—	設置	設置	設置	設置	設置
	—	設置	設置	設置	設置	
地域生活支援協議会	—	設置	設置	設置	設置	設置
	—	設置	設置	設置	設置	
成年後見制度利用支援事業	件数(見込)	2件	3件	4件	4件	4件
	件数(実績)	2件	3件	2件	3件	
コミュニケーション支援事業						
意思疎通支援事業	件数(見込)	5件	40件	45件	50件	55件
	件数(実績)	69件	49件	28件	50件	
手話奉仕員養成研修事業	受講者数(見込)	20人	10人	10人	10人	5人
	受講者数(実績)	0人	0人	0人	0人	
日常生活用具給付等事業	件数(見込)	40件	50件	55件	55件	55件
	件数(実績)	54件	46件	53件	52件	
移動支援事業	利用時間(見込)	450時間	100時間	100時間	125時間	60時間
	利用時間(実績)	99時間	87.3時間	114時間	25時間	
地域活動支援センター機能強化事業	—	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	—	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	
日常生活支援事業						
日中一時支援事業	利用者数(見込)	2人	1人	1人	2人	2人
	利用者数(実績)	1人	0人	1人	2人	
訪問入浴サービス事業	利用者数(見込)	—	1人	0人	0人	1人
	利用者数(実績)	1人	1人	0人	0人	
社会参加促進事業						
点訳・朗読奉仕員養成研修事業	受講者数(見込)	20人	10人	10人	10人	5人
	受講者数(実績)	0人	0人	0人	0人	
自動車運転免許取得・改造助成事業	件数(見込)	2件	1件	1件	2件	2件
	件数(実績)	1件	2件	0件	3件	

4. 第2期智頭町障がい児福祉計画

(1) 第1期の実績と第2期（令和5年度）の数値目標

目標	実績				目標値	
	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末見込	〈第1期〉 令和2年度末(達成率)	〈第2期〉 令和5年度末
児童発達支援センターの設置	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	1カ所 (0%)	1カ所 (圏域)
保育所等訪問支援体制の構築	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	1カ所 (0%)	5カ所 (圏域)
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	2カ所 (圏域)
医療的ケア児支援の協議の場の設置	-	未設置	1回	0回	未設置	適宜開催
コーディネーターの配置	-	0人	0人	1人	1人 (100%)	1人

○児童発達支援センターの設置

第1期では令和2年度末までに単独または東部圏域で合同して設置していくこととしていましたが、令和3年3月末現在でも未設置となっております。東部圏域内では鳥取県及び鳥取市がそれぞれに設置した児童発達支援センターが既にあるため、令和5年度末までに当該の児童発達支援センターとの連携体制を構築し町民への円滑なサービスの提供が可能な体制の構築を目指します。

○保育所等訪問支援体制の構築

前項に記載のとおり児童発達支援センターは未設置であり、令和3年3月末現在サービスの利用希望も受け付けていないため、支援体制の構築は十分とは言えない状態となっております。令和5年度末までの児童発達支援センターのサービスの提供が可能な体制の構築と併せて、支援体制の構築を目指します。

○重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保

本町では令和2年度末までに、重度心身障がい児を支援する児童発達事業所及び放課後等デイサービス事業所を各1カ所確保することを目標としましたが、令和3年3月末現在では未設置となっております。令和2年度より鳥取県が働きかけ鳥取県東部圏域を対象とした重症心身障がい児、いわゆる医療的ケア児の支援拠点として1事業所設置されたため、今後は当該事業所と連携し支援体制を確保していきます。

○医療的ケア児支援の協議の場の設置

本町では既存の東部四町障がい者地域生活支援協議会を活用し、保健・医療・福祉・教育等並びに当事者及びその家族で構成する医療的ケア児支援協議会を平成30年度末までに設置することを目標としていましたが、各町毎に個別に対応する方針になったため医療的ケア児支援協議会という形での常設の組織での対応ではなく、医療的ケア児に該当する児童毎に個別の協議の場を必要に応じて設置し対応することといたしました。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に関しては令和2年度末に1名の配置予定となっており目標に対して100%の達成見込みとなっております。

(2) 障がい児福祉サービスの実績量と見込量確保のための方策

サービス区分	単位：月	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和5年度 目標
児童発達支援	利用人日(見込)	—	15日	15日	15日	15日
	利用人日(実績)	0日	0日	0日	0日	
医療型児童発達支援	利用人日(見込)	—	15日	15日	15日	15日
	利用人日(実績)	0日	0日	0日	0日	
放課後等デイサービス	利用人日(見込)	—	20日	20日	20日	40日
	利用人日(実績)	15日	19日	17日	6日	
保育所等訪問支援	利用人日(見込)	—	15日	15日	15日	15日
	利用人日(実績)	0日	0日	0日	0日	
居宅訪問型児童発達支援	利用人日(見込)	—	15日	15日	15日	15日
	利用人日(実績)	0日	0日	0日	0人	
児童相談支援	利用者数(見込)	—	3人	3人	3人	5人
	利用者数(実績)	4人	3人	3人	1人	

【見込量確保のための方策】

- 相談支援事業所、町報やホームページ等を通じて、利用者にサービスの周知を図ります。
- 保健・医療・教育等の専門機関と連携し、支援の必要な障がい児又はその保護者の把握に努めます。また、それぞれのライフステージに合わせた支援の確保に取り組みます。
- 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援について、社会福祉法人等の運営主体となる法人組織へ協力を呼びかけ、サービス量確保のための方策を検討します。
- 障がい児相談支援について、障がい児又はその保護者が専門的な相談を受けることができるよう、相談支援事業所及び相談支援専門員の充実や技能向上等に努めます。
- 医療的ケア児など常時介護を要する障がい児の日中活動や医療的支援を図るため、国や県の補助を積極的に活用します。
- 乳幼児期における早期発見や支援を行うために、児童発達支援センターと連携し、身近な地域で児童発達支援や保育・教育機関で過ごすことができる環境の体制整備に努めます。
- 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関などが連携を図る上でのコーディネーターを配置するためのコーディネーター養成研修へ参加促進を図り、地域のニーズに応えられる環境の整備を図ります。

(3) 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

(1) サービス見込量

サービス区分	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 見込み	令和 5 年度 目標
第 1 号認定	利用者数(見込)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	利用者数(実績)	0 人	0 人	0 人	0 人	
第 2 号認定	利用者数(見込)	—	1 人	1 人	1 人	1 人
	利用者数(実績)	1 人	2 人	3 人	3 人	
第 3 号認定	利用者数(見込)	—	1 人	1 人	1 人	1 人
	利用者数(実績)	1 人	1 人	0 人	0 人	
放課後等児童クラブ	利用者数(見込)	—	2 人	2 人	2 人	2 人
	利用者数(実績)	2 人	1 人	1 人	1 人	

【見込み量確保のための方策】

- 町内では第 1 号認定である幼稚園や認定こども園はありませんが、保育所や放課後児童クラブ等での児童の受け入れ体制の充実に努めます。
- 保育士・放課後児童支援員などの加算対応や人材育成の促進などの支援体制を図ります。